

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3227983号
(U3227983)

(45) 発行日 令和2年10月1日(2020.10.1)

(24) 登録日 令和2年9月9日(2020.9.9)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 1 D 13/11 (2006.01)
 A 4 1 D 13/11 Z
 A 4 1 D 13/11 H
 A 4 1 D 13/11 M

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 書面 (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2020-2471 (U2020-2471)
 (22) 出願日 令和2年5月27日(2020.5.27)

(73) 実用新案権者 520225082
 長野 吉彦
 奈良県奈良市帝塚山4丁目1-2
 (72) 考案者 長野 吉彦
 奈良市帝塚山4丁目1-2

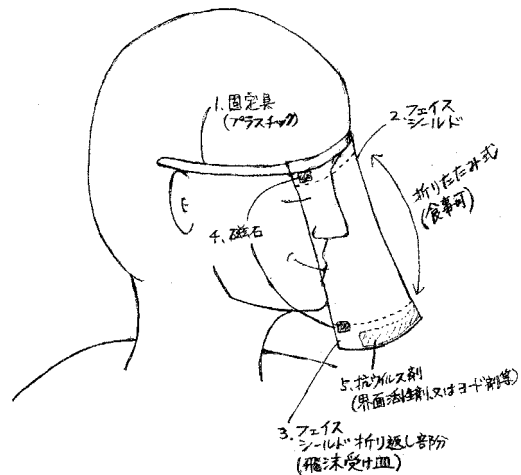
(54) 【考案の名称】 抗ウイルス防飛沫フェイスシールド

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 ウイルスからの飛沫感染を防止するためのフェイスシールドにおいて、新興ウイルスパンデミック下の新しい生活様式の中に取り入れ、感染の防止と同時に人間的な日常生活を可能とする改良フェイスシールドを提供する。

【解決手段】 フェイスシールド素材に、フレキシブル透明ビニールを使用し、フェイスシールド2の下部を上方へ折りたたみ可能とし、前面左右上下端に磁石4を取付けることで折りたたんだ上下フェイスシールドの固定を可能とし、装着した状態で飲食が可能となり、近距離の飲食、会話、対話、歌う等、人間的な日常生活が送れ、また、フェイスシールドの最下部を内側へ折り返し3、フェイスシールドと折返し部分の間に抗ウイルス剤5を挿入することで、自身より発生する飛沫の受皿としウイルスを死滅させ2次感染防止ができる。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

フレキシブル透明ビニールで作られた略長方形のフェイスシールド(2)で、前記フェイスシールド(2)の下部を上方へ折りたたみが可能で、鼻口部分の開放を可能としたフェイスシールド(2)

【請求項 2】

フェイスシールド(2)前面最外側部の左右上下端に磁石(4)を取り付けたことで、上方へ折りたたんだ前記フェイスシールド(2)の上下の磁石(4)どうしがくっついて、前記フェイスシールド(2)が上方で固定されて、鼻口部分の継続的な開放が可能となる、請求項 1 に記載のフェイスシールド(2)

10

【請求項 3】

フェイスシールド(2)最下部の略 50 mm を内部へ折り返し(3)、フェイスシールド(2)と折り返し部分(3)の間に抗ウイルス剤(5)を挟み込ませることにより、折り返し部分(3)を自身から発生する飛沫の受け皿(3)として機能させ、抗ウイルス剤(5)で集めた自身のウイルス飛沫を死滅させる、請求項 1 又は請求項 2 のいずれか 1 項に記載のフェイスシールド(2)

【請求項 4】

フェイスシールド(2)を頭部に固定する固定具(1)は、前記フェイスシールド(2)と接着せず差し込み方式とし、使用者の好みで前記固定具(1)を自由に取り換えることができ、ゴム又はひも(6)でも固定できる、請求項 1 から請求項 3 までのいずれか 1

20

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

ウイルスの飛沫を防止するフェイスシールド

【背景技術】

【0002】

従来のフェイスシールドは、医療または工、農業等の作業用として提供されており、シールド装着下での飲食やウイルス死滅対応策がなされていなかった

【先行技術文献】

30

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2006 - 057202 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

従来のフェイスシールドは、医療または工、農業等の作業用として提供されており、シールド装着下での飲食やウイルス死滅対応策がなされていなかった。

本発明は、フェイスシールドを新興ウイルスパンデミック下による身体間距離が取りにくい日常生活(会話、対話、歌う等が必要な会食、会合等)時に使用することで、感染を防止しつつ行動制限(身体間距離等)を緩和でき、人間的な生活を確保する改良フェイスシールド(2)を提供する

40

【課題を解決するための手段】

【0005】

フェイスシールド素材にフレキシブル透明ビニールを使用することで、図 2 に示すようにフェイスシールド(2)の下部が上方へ折りたたみ可能となり、鼻口部分を開放し飲食可能とした

【0006】

図 2 に示すようにフェイスシールド(2)前面最外側部の左右上下端に磁石(4)を取り付けたことで、上方へ折りたたんだフェイスシールド(2)の上下の磁石(4)どうしが

50

くっつき固定されて、飲食時の鼻口部分の継続的な開放を可能とした

【0007】

図1に示すように飲食後は、くっついている磁石(4)を外すことで、再び鼻口部分をフェイスシールド(2)で覆うことができ、新興ウイルスパンデミック下による身体間距離が取りにくい日常生活(会話、対話、歌うこと等が必要な会食、会合等)が飛沫感染防止を行いながら可能となり、行動制限(身体間距離等)を緩和でき、人間的な生活を確保できる

【0008】

フェイスシールド(2)最下部の略50mmを内部へ折り返し(3)、フェイスシールド(2)と折り返し部分(3)の間に抗ウイルス剤(界面活性剤又はヨード剤等)(5)を挟み込ませたことにより、図1に示すように折り返し部分を自身から発生する飛沫の受け皿として機能させ、抗ウイルス剤(界面活性剤又はヨード剤等)(5)で集めたウイルス飛沫の死滅を可能とした

【考案の効果】

【0009】

本発明は、新興ウイルスパンデミック下による身体間距離が取りにくい日常生活(会食、会合など)時に、本発明フェイスシールド(2)を使用することで、感染防止を行いつつ近い距離での飲食、会話、対話、歌うことが可能となり、人の動きの制限が緩和でき、人間らしい日常生活を取り戻す効果があり、外食産業ほか対人産業等に使用することで経済効果がある

【図面の簡単な説明】

【00010】

【図1】 本発明のフェイスシールドを示す斜視図である

【図2】 鼻口部分開放時(フェイスシールドを上方へ折りたたんだ状態)のフェイスシールドを示す斜視図である

【図3】 固定具をゴム、又はひもに変更時のフェイスシールドの斜視図である

【図4】 フェイスシールドの正面図である

【図5】 フェイスシールドの側面図である

【図6】 フェイスシールドの上面図である

【考案を実施するための形態】

【00011】

図1ないし図2そして図3は、本発明に係るフェイスシールド(2)の実施例を示す

【00012】

図1において、フェイスシールド(2)最上部、固定具差し込み部分にプラスチック固定具(1)を差し込み、頭部へ固定し、会食、会合等の近い距離での会話、対話、歌う等飛沫発生時の状態を示した図で、自身からの飛沫を、受け皿としてのシールド最下部折り返し部分(3)で受け、挟み込んだ抗ウイルス剤(界面活性剤又はヨード剤等)(5)でウイルスを死滅させる状態を示す

【00013】

図2において、フェイスシールド(2)下部を上方に折りたたみ、フェイスシールド(2)前面上下左右端に取り付けた上下の磁石(4)どうしを接着させ、鼻口部分を開放し飲食可能とした状態を示す

【00014】

図3において、ゴム、又はひもの固定具(6)で頭部に固定した状態を示す

【産業上の利用可能性】

【00015】

本発明は、新興ウイルスパンデミック下による身体間距離が取りにくい日常生活(会食、会合など)時に本発明フェイスシールド(2)を使用することで、感染防止を行いつつ、近い距離での飲食、会話、対話、歌うこと等が可能となり、人の動きの制限が緩和でき、人間らしい日常生活を取り戻す効果があり、外食産業ほか対人産業等に使用することで

10

20

30

40

50

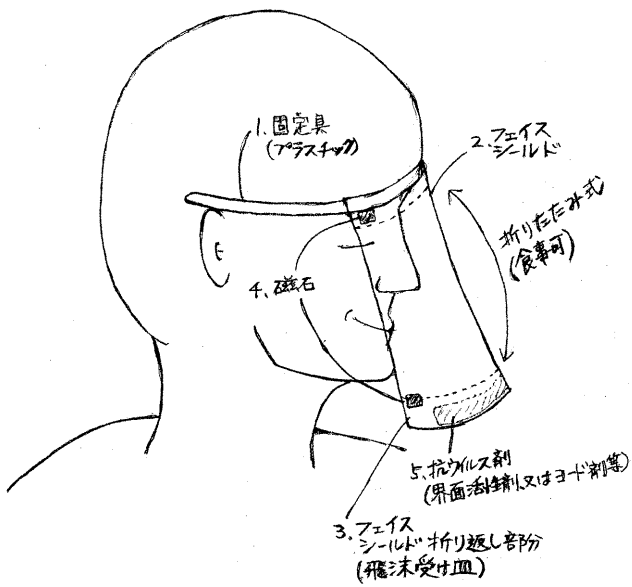
経済効果がある

【符号の説明】

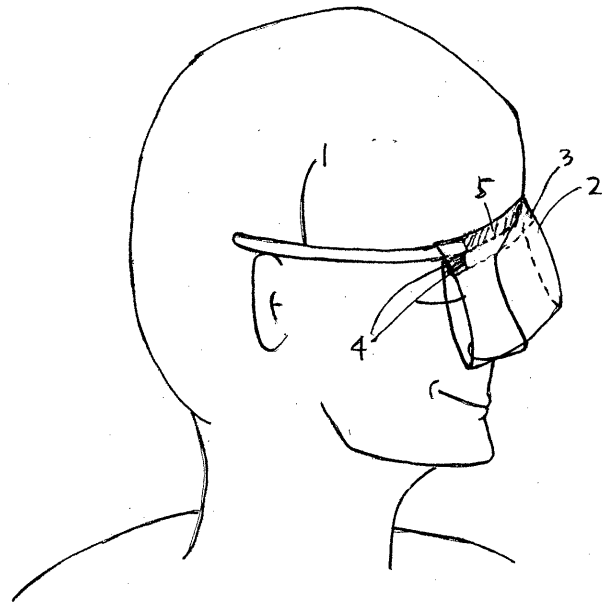
【00016】

- 1 固定具
- 2 フェイスシールド
- 3 フェイスシールド折り返し部分（飛沫受け皿）
- 4 磁石
- 5 抗ウイルス剤（界面活性剤、又はヨード剤等）
- 6 ゴム、又はひも固定具

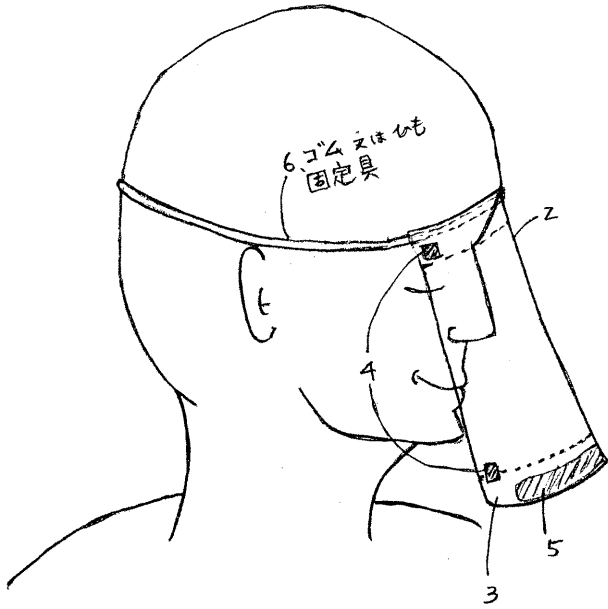
【図1】



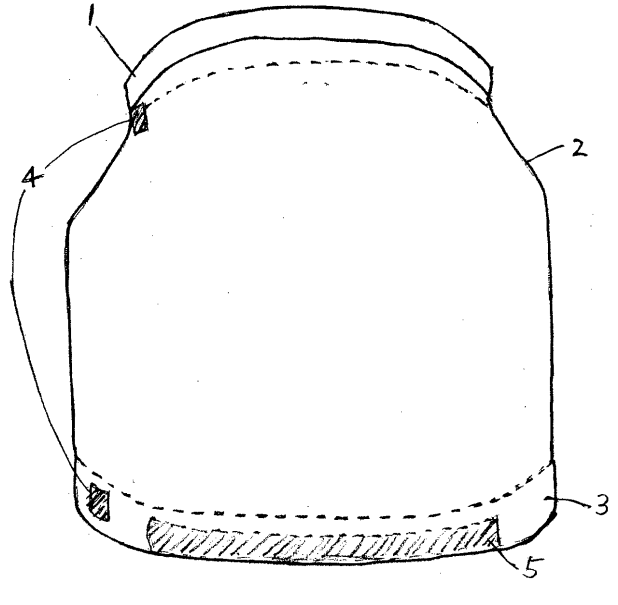
【図2】



【図3】

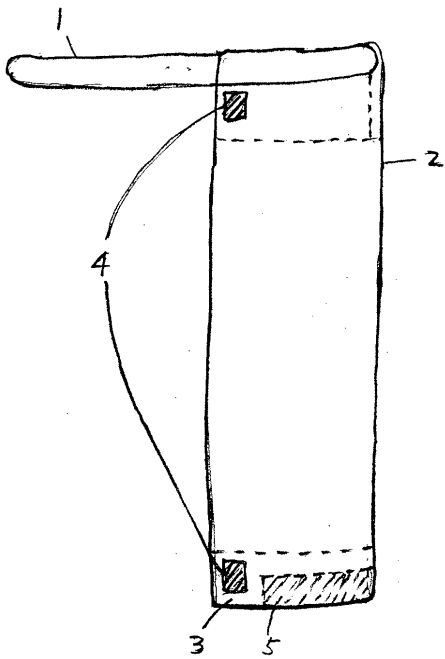


【図4】



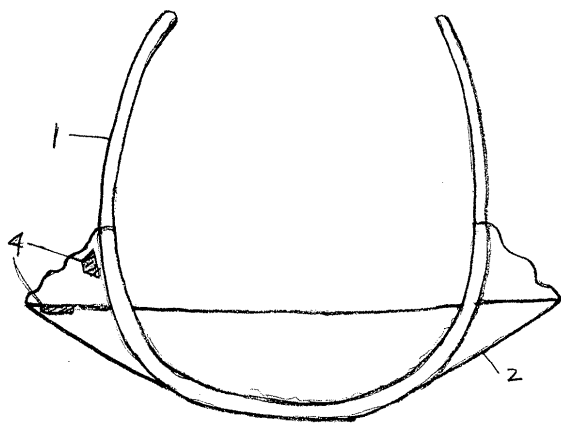
【正面図】

【図5】



【側面図】

【図6】



【上面図】